

施設等利用給付認定のご案内 (新1号・新2号・新3号)

令和元年10月1日より、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までのお子さんの利用料は無償化されました。

※住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子さんも無償化の対象となります。

このパンフレットでは、幼児教育・保育の無償化の施設等利用給付認定(新1号・新2号・新3号)の内容をまとめているので、無償化の対象となるために必要な手続きの確認等にお役立てください。

(目次)

P2～P3 …無償化について

P4 …認定こども園(幼稚園利用)、幼稚園(新制度)を利用されている方(1号認定)

P5 …私立幼稚園(私学助成)等を利用されている方(新1～3号認定)

P6 …認可外保育施設等を利用されている方

P7 …手続き方法について

P8 …認定変更・請求手続きについて(認定をお持ちの方)



申込書類の配布場所と時期 (令和8年4月1日からの認定を希望される方)

	提出締め切り日	提出場所
▶一次締め切り日	令和8年1月30日(金)	各幼稚園、認定こども園
▶最終締め切り日	令和8年3月19日(木)	名張市役所 保育幼稚園室(1階12番窓口)

入園後、年度途中からの認定を希望される方

提出締め切り日	提出場所
毎月20日 (※20日が土日祝の場合は前開園日)	各幼稚園、認定こども園

認定を希望する前月の20日(20日が土日祝の場合は前開園日)までに必要書類を揃えて利用施設へ提出してください。

認定審査後、申請日の属する月の翌月1日からの認定となります。

(月途中の認定や、事由発生日にさかのぼっての認定は行いません。)

無償化の範囲は世帯状況、利用する施設、子どもの年齢によって異なりますので、
ご不明点のある場合はお問合せください。



名張市福祉子ども部 保育幼稚園室 0595-63-7919

【URL】 <https://www.city.nabari.lg.jp/>



名張市ホームページ→子育て・教育→保育所(園)・幼稚園・認定こども園・地域型保育→幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)について

1. 保育料(利用料)無償化の範囲

幼児教育・保育無償化の対象や条件は、以下の通りです。



子どもの年齢			3～5 歳児クラス (3 歳になってから最初の 4 月 1 日 ～小学校就学まで)		満 3 歳児クラス (3 歳になってから最初の 3 月 31 日まで)	
保育の必要性			あり	なし	あり	なし
住民税課税状況			—	—	非課税世帯	課税世帯
利用施設・サービスの種類	① P4 へ	認定こども園(幼稚園利用)、 公私幼稚園(新制度)	無償		無償※1	
		認定こども園(幼稚園利用)、 公私幼稚園(新制度)の預かり保育	11,300 円/月 まで無償	無償化の対象外	16,300 円/月 まで無償	無償化の対象外
	② P5 へ	私立幼稚園(私学助成)等	25,700 円/月まで無償		25,700 円/月まで無償	
		私立幼稚園(私学助成)等の 預かり保育	11,300 円/月 まで無償	無償化の対象外	16,300 円/月 まで無償	無償化の対象外
	③ P6 へ	認可外保育施設、ベビーシッター、 一時預かり、病児・病後児保育、ファミ リリー・サポート・センター	合計 37,000 円/月まで無償	無償化の対象外	合計 42,000 円/ 月まで無償	無償化の対象外

※1 3 歳になった日以降、3 歳児クラスより前に認定こども園(幼稚園利用)又は幼稚園に入学する「満 3 歳児クラス」は無償化の対象となります。

2. 給付認定について

無償化による給付を受けるためには給付認定が必要です。

給付認定を受けるためには、手続きをする必要があります。



認定区分	対象	保育の 必要性	対象施設・サービス
新 1 号	満 3～5 歳児クラス	なし	私立幼稚園(私学助成) 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部
新 2 号	3～5 歳児クラス	あり	●認定こども園(幼稚園利用)、幼稚園 + 預かり保育 ●認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児・病後児 保育、ファミリー・サポート・センター
新 3 号	満 3 歳児クラスかつ 住民税非課税世帯		

3. 保育の必要性の事由

「保育の必要性」とは、保護者の就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

保育を必要とする事由			無償化対象となる期間
①	就労	保護者が日常、家庭外での仕事や、家庭内での家事以外の仕事をしているため、保育ができない場合(収入を得ることを目的とするものに限る) ※1か月 48 時間以上の労働	最長、就学前まで
②	妊娠・出産	母親が出産前後のため保育ができない場合	出産予定日4か月前から出産後6か月を経過する日の属する月の末日
③	保護者の疾病・障がい	保護者が疾病、負傷または障がいがあるため、保育ができない場合	診断書の場合は記載されている治療(見込み)期間の最終日の属する月の末日または年度末の短い方の期間、手帳の場合はその期間
④	介護・看護	同居の親族に長期にわたる病人や、障がいのある人がいて、保護者がいつもその介護・看護にあたっているため保育ができない場合 ※1 か月 48 時間以上の介護・看護	
⑤	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害によって家を失い、または破損し、その復旧のため、保育ができない場合	災害復旧まで
⑥	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	最長90日間
⑦	就学	学校教育法に定める学校等、又は公共職業能力開発施設等に通学している場合。 ※1 か月 48 時間以上の就学	学校等に通っている期間
⑧	育児休業	産後6か月を超え、その後も育児休業を取得する場合 (※以前から当該施設を利用している場合のみ)	育児休業を取得する間
その他、上記に類する状態として市長が認める場合			市長が認める期間

(注意)

「育児休業」の認定については、育休取得時にすでに在園していることが必要です。

⇒以前から施設を利用しており、産後6か月を経過した日の属する月の末日時点で3歳児であり、育児休業給付金を受給できる方が対象です。

4・5 歳児については育児休業給付金が支給されない場合でも、産前より働いている勤務先から”育児休業取得証明書(市の指定様式)”が提出される場合は「育児休業」への認定変更ができます。

4. 新2号・新3号認定の現況確認について

保育施設等に在園中のお子さまを対象に、保育の要件を確認するため年に1回現況確認を実施しています。

保育を必要とする事由を証明する書類のご提出がない場合や保育要件の確認ができない場合(※)は、認定取消となることがあります。※月48時間(休憩時間を除いた実働時間)以上の就労実績が確認できない場合等

＜対象＞ 新2号認定・新3号認定をお持ちの方

＜目的＞ 現状の保育を必要とする状況や世帯の状況を確認するため

＜時期＞ 年一回、案内文を配布しますので、必要書類をご提出ください。

(3.4 歳児は11月頃、5 歳児は6月頃に実施)

認定こども園(幼稚園利用)、幼稚園(新制度)を利用の方(1号認定)

1 保育料の無償化

幼児教育・保育の無償化の実施により、認定こども園・私立幼稚園(1号認定)の標準時間内の保育料が無償です。

なお、入園金、制服代、預かり保育料、給食費(主食費と副食費)、材料費、行事費、通園送迎費等は保護者負担となります。

子どもの年齢	保育料
満3～5歳児	無償

2 預かり保育の無償化

「保育の必要性の事由」に該当し、名張市から新2・3号認定(施設等利用給付認定)を受けた場合には、預かり保育料について11,300円/月(満3歳児クラスの場合は16,300円/月)まで無償になります。
(無償化される上限額は450円×利用日数です)

▶対象になるには

1号認定に加えて、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類(P7ページを参照)を準備し、申請してください。

▶十分な水準の預かり保育が提供されない保育施設の場合※1

認可外保育施設等も併せて利用できます。

複数の施設・事業を利用の場合も、無償化の上限は11,300円/月(新3号の場合は16,300円/月)です。

※1 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間が8時間未満または年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数が200日未満のいずれかに該当する場合

◆対象となる方

以下の要件をいずれも満たす方が対象となります。

◆県の認可を受けている幼稚園、認定こども園又は国立幼稚園に在園し、かつ名張市に住民登録がある3・4・5歳児。

・名張市外の認定こども園(幼稚園利用)、幼稚園(新制度)に通われる場合も対象となります。

・名張市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

◆共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定を受けた児童

・満年齢が3歳に達して就園する市民税非課税世帯の児童も、幼児教育・保育の無償化(預かり保育料分)の対象となります。

3 給食費について

園にお支払いいただきます。

主食費(ごはん・パン・めんなど)	保護者負担 又は弁当持参
副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)	

◆年収360万円未満相当世帯及び名張市子ども3人目プロジェクト対象児は副食費が免除されます。

私立幼稚園(新制度未移行幼稚園)等を利用の方(新 1～3 号認定)

1 保育料(利用料)の無償化

満 3～5 歳児クラスの保育料(入園料含む)が 25,700 円/月まで無償となります。

制服代、預かり保育料、給食費(主食費と副食費)、材料費、行事費、通園送迎費等は保護者負担となります。

子どもの年齢・認定区分	保育料(入園料含む)	
満 3～5 歳児クラス【新 1 号認定】	25,700 円/月※1 まで無償	預かり保育料は無償化対象外
3～5 歳児クラス【新 2 号認定】		預かり保育料は 11,300 円/月まで無償
満 3 歳児クラス【新 3 号認定】		預かり保育料は 16,300 円/月まで無償

※1 国立大学附属幼稚園は 8,700 円/月、
特別支援学校幼稚園は 400 円/月

2 対象となる方

- ◆新制度未移行幼稚園に入園し、かつ、名張市に住民登録がある満 3・3・4・5 歳児。
- ◆名張市に住民登録がない場合、住民登録のある市町村の担当課へご確認ください。

3 無償化による給付を受けるための認定

幼稚園等を利用している方が無償化による給付を受けるためには、新 1～3 号認定(施設等利用給付認定)のいずれかを受ける必要があります。

認定区分	対象者
新 1 号	預かり保育の利用を希望しない方(下記新 2・3 号の対象にならない場合を含む)
新 2 号	3(年少)～5(年長)歳児クラスで保育の必要性がある方(預かり保育の無償化を希望する方)
新 3 号	満 3 歳児クラス(3 歳になった日から最初の 3 月 31 日まで)で保育の必要性がある方のうち、住民税非課税世帯である方(預かり保育の無償化を希望する方)

4 預かり保育の無償化

「保育の必要性の事由」に該当し、名張市から新 2・3 号認定(施設等利用給付認定)を受けた場合には、預かり保育料について 11,300 円/月(満 3 歳児クラスの場合は 16,300 円/月)まで無償になります。(無償化される上限額は 450 円×利用日数です)

▶対象になるには

新 2・3 号認定を受ける必要があります。必要な書類(P7 ページを参照)を準備し、申請してください。

▶十分な水準の預かり保育※2 が提供されない施設の場合

認可外保育施設等も併せて利用できます。複数利用の場合も、無償化の上限は 11,300 円/月(新 3 号の場合は 16,300 円/月)です。

※2 預かり保育を含めた平日の提供時間が 8 時間未満または年間開所日数が 200 日未満

5 給食費について

園にお支払いいただきます。

主食費(ごはん・パン・めんなど)	保護者負担
副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)	又は弁当持参

◆年収 360 万円未満相当世帯及び名張市子ども 3 人目プロジェクト対象児は副食費が免除されます。

認可外保育施設等を利用されている方

※施設に入園していない在宅児童なども含みます。

1 保育料(利用料)の無償化

無償化の対象となるには、「保育の必要性の事由」に該当し、名張市から新2・3号認定(施設等利用給付認定)を受ける必要があります。

なお、制服代、給食費(主食費と副食費)、材料費、行事費、通園送迎費等は保護者負担となります。

認定区分	子どもの年齢	保育料(利用料)
新2号	3～5歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子ども	合計 37,000 円/月 まで無償
新3号	0～2歳児クラス 「保育の必要性の認定」を受けた家庭の子どもかつ住民税非課税世帯	合計 42,000 円/月 まで無償

▶対象となる施設・サービス

認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターです。ただし無償化の対象施設として市の確認を受けている必要があります。※従業員向けの託児所も認可外保育施設となります。詳しくは利用している施設にお問合せください。

2 対象となる方

以下の要件を、いずれも満たす方が対象となります。

◆県に届出を行い、*国が定める基準を満たす認可外保育施設に在園(一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用を含む)し、かつ原則、名張市に住民登録がある3・4・5歳児。

・名張市外の認可外保育施設等に通園する場合も対象となります。

・◆共働き世帯の子どもなど保育の必要性の認定を受けた児童

・0～2歳児までの住民税非課税世帯の児童も、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

名張市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

名張市で新規に認定を受ける方の手続きについて

(1) 新 2・3 号認定を申請される方

①申請書B(オレンジ)

②保育を必要とする事由に関する証明書等が必要です。必要書類は各家庭の状況により異なります。

◆保護者の就労状況等を確認するため、いずれかの証明書等を提出してください。

(認定希望開始日時時点で、65歳未満の同居者のうち児童から見て祖父母、曾祖父母の分も必要です。)

◆保育の必要性を証明する書類は要件によって異なりますので、要件を確認の上、必要に応じた用紙を市役所保育幼稚園室か保育施設等で受け取ってください。

また、名張市ホームページからもダウンロードできます(<https://onl.la/UVJdcYT>)

◆記入の仕方は各種証明書類の裏側または右側のQRコードからご確認ください。

◆証明書等の内容について、事業所等に訪問・電話等で確認させていただく場合があります。証明内容に虚偽があった場合は、認定が取消しになり、無償化の対象外となることがあります。



③個人番号確認票(マイナンバー提出用紙)

◆保護者(父と母または家計の主宰者)と児童のマイナンバー(マイナンバーカード等の写し)が必要ですので、申請書の提出者(持参者)の身分証明書の写しとともに所定の封筒に入れ、必ず封をして提出してください。

記入例をよく読んで記入、貼り付けしてください。

④「保育所等利用申し込み等の不実施にかかる理由書」 (※認可外保育施設利用者のみ)

必要書類の未提出や添付書類に虚偽があった場合は、認定を取り消すことがあります。

区分	提出場所
幼稚園・認定こども園	利用施設、内定した施設
認可外保育施設	名張市役所 保育幼稚園室 (1階 12番窓口)

(2) 新 1 号認定を申請される方

①申請書 A(黄色)

②個人番号確認票(マイナンバー提出用紙)

◆保護者(父と母または家計の主宰者)と児童のマイナンバー(マイナンバーカード等の写し)が必要ですので、申請書の提出者(持参者)の身分証明書の写しとともに所定の封筒に入れ、必ず封をして提出してください。記入例をよく読んで記入、貼り付けしてください。

提出場所

区分	提出場所
未移行幼稚園 (市外)	名張市役所 保育幼稚園室 (1階 12番窓口)

※令和7年4月1日現在、名張市内に未移行幼稚園はありません。

お持ちの認定の内容に変更が生じた際の手続きについて

認定内容に変更が生じた場合は、必要な書類を提出してください。

変更に必要な書類は、利用施設または名張市役所保育幼稚園室にて配布してます。

認定を希望する月の前月の20日(20日が土日祝の場合は前開園日)までに必要書類を揃えて利用施設へ提出してください。

状況の例	提出様式
保育を必要とする事由が変更になった (就労⇒妊娠・出産、就労⇒求職活動)	① 施設等利用変更届 ② 保育を必要とする事由証明書
名字が変わった 住所が変わった 名張市外に転出する 保育の必要性がなくなった (例)仕事をやめた等	① 施設等利用変更届
就労先を変更した	① 施設等利用変更届 ② 就労証明書

請求手続きについて

預かり保育の利用料(認可外施設等は利用料)については、一旦各施設へお支払いいただき、
年4回の償還払いで利用費をお支払いします。

幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料

- ①在園施設に利用料を支払い「領収書・提供証明書」を受け取る
- ②在園施設を通して、「施設等利用費請求書」「領収書・提供証明書」を保護者が在園施設に提出
- ③名張市から直接保護者の口座に施設等利用費をお支払い

認可外保育施設等の利用料

- ①利用施設に利用料を支払い、「領収書・提供証明書」を受け取る
- ②名張市保育幼稚園室から、郵送で申請案内と「施設等利用費請求書」を受け取り、「領収証・提供証明書」を、名張市保育幼稚園室(1階12番窓口)へ提出
- ③名張市から直接保護者の口座に施設等利用費をお支払い

請求スケジュールについて(年4回)

区分	申請案内時期	請求書×切時期	支払い時期
第1期(4月～6月利用分)	7月上旬	7月下旬	9月下旬頃
第2期(7月～9月利用分)	10月上旬	10月下旬	12月下旬頃
第3期(10月～12月利用分)	1月上旬	1月下旬	3月下旬頃
第4期(1月～3月利用分)	4月上旬	4月中旬	5月下旬頃